Report 01

鳥取県

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例について

鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課

1 はじめに

本県では、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）を平成18年1月から施行した。その後、事業者が条例を終了しないまま許可申請を行った場合の取扱いの明確化や手続対象施設の追加等を行ってきた。

本稿では、条例制定に至った経緯、条例のねらい、仕組み等を紹介し、併せて対象施設の追加、施行後の運用状況についても紹介する。

2 条例制定に至る経緯とねらい

産業廃棄物等の処理施設の設置は、設置場所の周辺住民の理解を得ることが困難である等の理由により、その設置が必ずしも円滑に行われていない状況にある。全国の自治体が要綱、要領などにより、事業者と住民との合意形成を図るよう求めている。本県でも平成4年に「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）を施行し、住民理解を得るよう指導してきた。

条例の検討に当たっては、指導要綱を単に条例化するのではなく、廃棄物処理施設の設置が必ずしも円滑に行われていない要因の解決を図ることとした。

【要因】 ❶事業者の説明不足
❷住民と事業者の意思疎通の困難
❸事業開始後の住民の不信感
❹事故発生への住民の不安感

3 条例の概要

(1) 条例の構成

区　分	主 な 規 定
設置に係る事前手続	●事業計画の事前公開（広告、縦覧、説明会） ●関係住民の意見提出、事業者の見解周知 ●県による意見の調整
設置後の責務	●廃棄物の処理状況の報告 ●事故時の措置、事故対応費用に係る措置 ●施設の公開努力

(2) 設置に係る事前手続

❶事業者が行う事前手続

事前手続の概要を図1（P.21）に示す。事業者は、廃棄物処理法に基づく許可申請の前に事業計画書の作成、広告、縦覧を行うとともに、説明会を開催し、住民の理解を得るよう努めなければならない。事業者は、これらの手続を完了し、合意形成努力を十分行ったと判断した後に実施状況報告書を提出し、合意形成の結果に関する県の判断を待つことになる。

❷合意形成の判断

県は、事業者から提出された実施状況報告書を審査し、住民の理解が得られたと認められる場合は「合意成立通知」を、事業者の合意形成に関する対応が不十分で住民の理解が得られていないと認める場合は「指導通知」を、事業者の合意形成に関する対応は十分であるが住民の理解が得られていないと認められる場合は「事業者対応・合意不成立通知」を事業者に通知する。

❸意見の調整

事業者対応・合意不成立通知が行われた場合、事業者又は住民は県に対して意見の調整を申し出ることができる。この意見の調整は、県が主催する紛争解決のための調整の場で、論点整理等を行い、双方の理解の促進を図るものである。この場合、県は許可権者であることから、あっせん案を提示することはできない。

この意見の調整を実施した場合についても、県は合意成立通知等を行うこととなるが、事業者の合意形成に関する対応は十分であるが住民の理解が得られていないと認められる場合には、廃棄物審議会(※)の意見を聞いて、「調整終結通知」を事業者に通知することも規定されている。

※設置手続条例に基づき設置される審議会で、廃棄物、環境、弁護士、経済等の専門家7名で組織され、委員は議会の同意を得て知事が任命する。任期は2年。

❹許可の制限

事業者が法に基づく許可申請を行うためには、「合意成立通知」又は「調整終結通知」を県から受けることが必要である。

事業者が設置手続条例の手続を終了しないまま許可申請を行った場合、法に基づく許可基準(※)に適合していないものとして、許可をしない又は事業を行う前に手続終了通知を受けるべき旨の条件を付すこととしている。

※産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。(廃棄物処理法第15条の2第1項第2号)

(3) 設置後の責務

住民が廃棄物処理施設の設置に不安を抱く要因は、事業者が行う事前の説明が十分でないことだけでなく、次の要因もあげられる。

①住民説明会で事業者が説明した事業内容が、事業を開始した後にきちんと守られていないのではないかという不信感

②事故が起きた場合、事業者が現状回復や補償などにきちんと対応できないのではないかという不安感

そこで、条例では、この2点に対処するため事業者に対し廃棄物の処理状況の県への報告、処理施設の住民への公開努力、事故発生時の応急措置・届出及び事故対応に係る費用の措置努力に関する規定を設けている。

4 手続対象施設の追加

当初対象施設は、廃棄物処理法の許可施設及び処理業者が設置する廃棄物処理施設を対象としていた。しかし、昨年排出事業者が排出事業場外に設置した許可が不要な小型の焼却施設について、地元住民との間にトラブルが発生したことから、小型の焼却施設についても平成22年1月から追加する方向で検討している。(表1)

表1 手続対象の追加施設

	許可施設	許可施設以外の施設
廃棄物処理業者	対象	対象
排出事業者 (自家処理)	対象	平成22年1月から対象 一定規模(※)の焼却施設 (排出事業場外に設置したものに限る)

※焼却能力が1時間あたり50kg以上200kg未満、又は火床面積が0.5㎡以上2㎡未満

5 条例施行後の状況

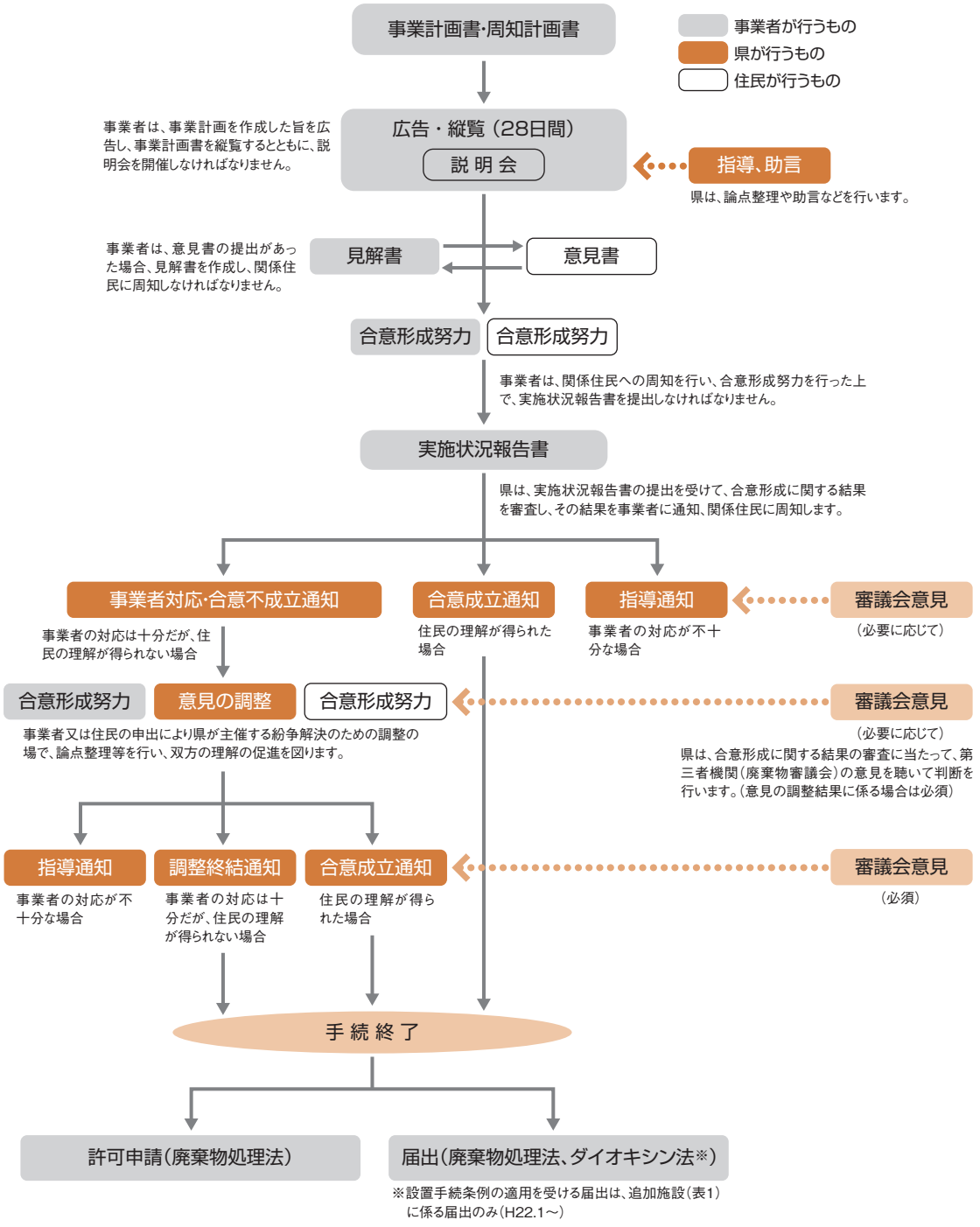
平成18年1月に条例が施行され、平成21年3月までに46件の手続が行われた。その内35件は既に手続が終了、11件が手続中であるが、現在まで紛争事案は発生していない。(表2)

表2 手続件数 (H18.1～H21.3)

施設の種類	手続件数	(終了件数)※内数
産業廃棄物処理施設	44	(33)
一般廃棄物処理施設	2	(2)
計	46	(35)

鳥取県

図1 施設設置に係る事前手続きフロー図



この記事に関する問合わせ先
鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課
TEL 0857-26-7562 FAX 0857-26-7563 e-mail junkanshakai@pref.tottori.jp